

死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの確定検査 の結果について

小松市内で2月27日に回収したハヤブサ1羽の死亡個体について、確定検査を国立環境研究所（茨城県つくば市）において実施したところ、本日、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました（県内で今シーズン3例目）。

1 死亡個体の確認地点

小松市内

2 経 緯

- 2月27日 ハヤブサ1羽の死亡個体を回収、簡易検査で「陽性」
環境省が回収場所から半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定
28日 県が野鳥監視重点区域内の監視パトロールを開始
3月2日 国立環境研究所における確定検査で、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）と判明

3 今後の対応

(1) 野鳥の監視

野鳥監視重点区域内の監視パトロールを継続

(2) 家きん飼養施設に対する対応

本日、県内全ての家きん飼養施設に対し、情報提供及び注意喚起

【留意事項】

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられていますので、鳥の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをお願いします。

県民の皆様の冷静な行動をお願い致します。

また、死亡した野鳥を見つけた場合は、県自然環境課やお近くの県農林総合事務所、市町役場にご連絡ください。